

東彼杵町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年 2月28日
東彼杵町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

東彼杵町での農用地利用の現況においては、典型的な中山間地域の農業であり、基幹作目である茶、水稻、施設野菜、施設果樹、みかん、肉用牛を中心として耕地利用がなされているが、近年、水稻の生産調整の長期化、農産物価格の低迷もあいまって、農家の生産意欲は減退、更に、周辺市町への就業の機会が増加するにつれ兼業化が進み、農業就労者の高齢化と安定的兼業農家の増加により、山間棚田の営農条件の不備な地域には、不作付地や放任園が見られ、土地利用型農業を中心に農業の担い手が不足している。

また、作物別にみると、茶は一戸当たりの経営規模も比較的大きく、更に、経営規模の拡大を志向する農家も多く、農地の流動化や土地の集積が図られている。

しかし、施設野菜、施設果樹については、消費者ニーズに対応した近代化、生産組織の育成など産地強化に努めてきたが、後継者の不足と就農者の高齢化が進行し、農用地の利用状況は横ばいの状態であり、水稻、みかんについては、営農条件の不備な地域には、不作付地や放任園が増加し、農用地の減少が続いている。

今後、これら土地利用の動向を踏まえ、土地利用型農業については、農地中間管理事業を活用しながら農地の集積及び集約化の対策を推進し、効率化な農地の利用集積による規模拡大と、土地基盤の整備による乗用型機械の導入で、農用地の有効的活用を図り、一方、集約型農業については、地域の自然的、地理的条件に整合した生産構造を確立、省力化技術や省力化施設の導入を図り、農業の生産基盤の整備や経営の近代化を推進し、若者に魅力のある産業としての農業の確立に努める必要があり、また、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、東彼杵町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に合せて、平成35年を目標年設定し、農業委員及び、推進委員会の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27 経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地面積の割合 (B/A)
現 状 (平成 28 年 3 月)	1,616.52 ha	60.03 ha	3.71 %
3 年後の目標 (平成 31 年 3 月)	1,485.45 ha	44.56 ha	3.00 %
目 標 (平成 35 年 3 月)	1,354.37 ha	29.80 ha	2.20 %

【目標設定の考え方】

平成 35 年度までに、遊休農地面積を現状の 2 分の 1 以下に抑制することを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意識調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意識調査（以下「利用意識調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。

- 利用意識調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意識調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意識調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B 類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現状に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 28 年 3 月)	1,616.52 ha	491.30 ha	30.39 %
3 年後の目標 (平成 31 年 3 月)	1,485.45 ha	594.18 ha	40.00 %
目 標 (平成 35 年 3 月)	1,354.37 ha	677.19 ha	50.00 %

【目標設定の考え方】

平成 35 年度までに、担い手への農地利用の集積率を 50 % まで引き上げることを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1 集落又は複数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、東彼杵町農林水産課、長崎県央農業協同組合、農地中間管理機構等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積・集約が進んでいる地域では、担い手への意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） (新規参入者取得面積)	新規参入者数（法人） (新規参入者取得面積)
現 状 (平成 28 年 3 月)	7 人 (1.87 ha)	1 法人 (1.85 ha)
3 年後の目標 (平成 31 年 3 月)	9 人 (3.00 ha)	2 法人 (4.00 ha)
目 標 (平成 35 年 3 月)	14 人 (5.00 ha)	3 法人 (6.00 ha)

【目標設定の考え方】

過去の実績を保持するため、新規就農者の年間目標を 1 経営体とし、農地の利用面積及び雇用が多く見込まれる企業参入を 3 年間程度で 1 経営体とし、平成 35 年度までに、個人・法人を合せて、17 経営体を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

東彼杵町農林水産課、長崎県央農業協同組合、長崎県等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会の区域内において、高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積を設定して新規就農等を促進する。また、農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。